

# 第3章 行動計画

## 1 行動計画一覧

目標1～4と行動方針、行動計画の一覧を以下に示します。これらは全て、策定時のものを継承しています。なお、今回、現況確認によって明らかになった課題（第1章 P27 参照）をもとに [進捗の思わしくない行動計画] を抽出し、このうち [戦略全体のボトルネックになり得るもの] 及び [重点的に取り組むことで高い効果が期待できると考えられるもの] とされる5つの行動計画を、重点行動計画（短期計画後半に特に重点的に取り組む必要のある行動計画）として設定しました。重点行動計画は、太枠で示しています。

目標	行動方針	行動計画	掲載頁
1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している	(1) 生物多様性について知ろう・伝えよう	1-(1)-① 生物多様性に関するデータの蓄積と普及・啓発の推進	P40
	(2) 自然とのふれあいを増やそう	1-(2)-① 学びの機会の創出	P42
		1-(2)-② 自然と気軽にふれあえる場所の整備	P44
(3) 生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう	1-(3)-① 保育施設・教育機関への支援	P46	
2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている	(1) 暮らしから変えていこう	2-(1)-① 生物多様性に配慮した暮らしの促進	P48
	(2) 生物多様性に配慮して働こう	2-(2)-① 生物多様性に配慮した仕事と働きかたの促進	P50
3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる	(1) 身近な自然をつくり、つなげ、生きもののおすみかを豊かにしよう	3-(1)-① 生きものに配慮したまちづくりの推進	P52
		3-(1)-② 公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きもののおすめる環境の整備	P54
	(2) 地域本来の自然を守り育てよう	3-(2)-① 生物多様性を高める自然環境の保全・再生	P56
		3-(2)-② 重要な自然環境の保全	P58
		3-(2)-③ 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きもののおすみの選定	P60
		3-(2)-④ ビオトープの創出と適正な維持管理の推進	P62
		3-(2)-⑤ 健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善	P64
	(3) 外来種による生態系への影響を防ごう	3-(3)-① 外来種の侵入・拡散の防止	P66
(4) 生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう	3-(4)-① 自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実	P68	

目標	行動方針	行動計画	掲載頁
4 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている	(1) まちの生物多様性の恵みを活かそう	4-(1)-① 生物多様性を楽しみながら学べるスポットの紹介	P70
		4-(1)-② 生物多様性を象徴するまちの"自慢"の創出	P72
	(2) 地域内外のつながりを強めよう	4-(2)-① 地域内の交流・連携の促進	P74
		4-(2)-② 地域を超えた交流・連携の促進	P76
	(3) みんなで活動をひろげ進めていこう	4-(3)-① 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備	P78
		4-(3)-② 多様な主体の連携組織の設置と各主体の活動の促進	P80

## 2 行動計画と取組内容

次ページ以降で、各行動計画における概要、短期計画前半の総括、短期計画後半の達成目標、各主体の役割、区の実施の概要を示します。

### [取組の内容]

取組の内容の表では、行動計画の進め方を明らかにするため、取組の区分を次のように表示しています。

#### 【行動計画の取組の区分】

- 新規・・・新しい取組として実施するもの
- 拡充・・・すでに取り組んでいる施策をさらに充実して実施するもの
- 継続・・・すでに取り組んでおり、今後も継続して取り組むもの

### [今回の見直しで新たに追加したもの]

#### 【重点行動計画の設定】

新たに設定した5つの重点行動計画について、行動計画の名称の頭に★印を付けています。

#### 【目標達成に向けた年度ごとの目標管理】

事業予定において、具体的な数値目標がある事業については、年度ごとの目標となる数値を記載しています。また数値目標がない事業でも、年度により行動計画に具体的な取組がある事業については、その取組を記載し、より実効性のある事業計画としています。

## 目標 1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

### 行動方針（1） 生物多様性について知ろう・伝えよう

#### ★ 1 - （1） - ① 生物多様性に関するデータの蓄積と普及・啓発の推進

##### ■概要

自然環境や区民意識、取組状況など、港区の生物多様性に関する基礎データを、区民等に分かりやすく公表していきます。

戦略の幅広い周知をはじめ、港区の自然情報に関する冊子やウェブサイトを用いた情報提供の推進を通じ、生物多様性の大切さや、身近な自然を知るための普及・啓発を継続して行います。

##### ■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに生物多様性という言葉の認知度が区民で8割以上になること」を達成目標とし、港区生物多様性戦略など各種計画や報告書の公表をしてきましたが、平成 29（2017）年度のアンケート調査では区民の認知度は約7割にとどまりました。また、生物多様性を守ることについて、「大切だと思う」と回答した区民の割合がわずかに減少していることもわかりました。生物多様性の理解と「港区生物多様性地域戦略」の幅広い周知の促進の取組において、短期（後半）ではさらに強化していく必要があります。

##### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、生物多様性という言葉の認知度が区民で8割以上になること。

##### ■各主体の役割

区	生物多様性の大切さや身近な自然の情報を広く伝えます。
区民、事業者	情報を主体的に取得します。生物多様性について学びます。人に伝えます。
教育・研究機関	生物多様性について、児童・生徒・学生に伝えます。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p><b>a. 生物多様性の理解と「港区生物多様性地域戦略」の幅広い周知の促進</b></p> <p>「港区生物多様性地域戦略」を幅広く周知するため、概要版（英語版含む）などを作成し、区民、事業者、教育機関等へ配布します。</p> <p>また、生物多様性を多くの人々が理解し行動できる状況をつくるため、生物多様性の理解と普及方法を体系的に整理し、「食」、「子ども・子育て」、「働きかた」の3つの身近な視点から普及・啓発に力を入れます。更に、地域や世代など、ターゲットに応じた普及・啓発を新たに進めていきます。</p>	継続 拡充
<p><b>b. 生物多様性に関する基礎データの公表</b></p> <p>区民意識や自然環境などの生物多様性に関する基礎データを、区民等に公表していきます。具体的には、港区生物現況調査（第2次）報告書概要版、港区みどりの実態調査（第9次）の報告書を、区ホームページ等をとおして継続して公表していきます。</p> <p>更に、報告書の内容をよりわかりやすく紹介するウェブページを新たに作成します。</p>	継続 拡充
<p><b>c. 港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進</b></p> <p>「港区のみどりと生きもの2010」の販売を継続します。また、生物現況調査、港区みどりの実態調査の結果をまとめたパンフレットの配布を継続するほか、「港区緑と生きもの観察会・調査会」、パネル展、講演会等の生物多様性関連イベントでも配布します。</p>	継続
<p><b>d. ウェブサイトによる情報提供の推進</b></p> <p>「港区生物多様性地域戦略」に関連する情報や区内の自然情報などを、区ホームページ及びみなと環境アプリで発信していきます。</p>	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生物多様性の理解と「港区生物多様性地域戦略」の幅広い周知の促進	生物多様性地域戦略概要版等の配布	新規	継続	継続	継続
	ターゲットに応じた新たな普及・啓発		世代別啓発	継続	継続
b. 生物多様性に関する基礎データの公表	新規	継続	HPの充実	継続	継続
c. 港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進	継続	継続	継続	継続	継続
d. ウェブサイトによる情報提供の推進	新規	継続	継続	継続	継続

1 - (2) - ① 学びの機会の創出

■概要

身近な自然で遊んだり、作物を育てたりすることで、自然への親しみが生まれ、生物多様性と暮らしとのつながりを体感することができます。

自然遊び、農業体験、東京湾を学ぶ講座などの自然とのふれあい方を学ぶ機会や、食を通じた自然の大切さを学ぶ機会を増やします。

■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに体験学習農園を1か所以上開設すること」を達成目標とし、港区緑と生きもの観察会・調査会をはじめとする各種の環境学習を毎年実施したほか、身近な生きものガイドブックを作成・配布しました。また、「高輪みどりを育むプロジェクト」において総合支所庁舎の菜園活動、壁面緑化などの取組を実施したほか、東京湾（台場地区）における「お台場ふるさとの海づくり事業」の実施、新たに整備した芝浦公園に田植えや稲刈りの講習の場となる田んぼの設置、あきる野市等地方都市における農業体験の実施など、多面的に取り組みました。短期（後半）においても、取組を継続します。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに体験学習農園を1か所以上開設すること。

■各主体の役割

区	区民が、自然の仕組みを学んだり、親しみを持てるような基盤をつくり ます。 食べ物や東京湾の恵みや漁業などを、区民に伝える機会をつくり ます。
区民	身近な自然に目を向けたり、観察会などのイベントに参加し、自然と ふれあいます。産地を知ったり、作物を育てたりして、食べ物が食卓に届 くまでの過程を知るように努めます。そうした体験を通じて知ったこと を、人に伝えます。
事業者	身近な自然に目を向けたり、観察会などのイベントに参加し、自然と ふれあいます。産地を知ったり、作物を育てたりして、食べ物が食卓に届 くまでの過程を知るように努めます。そうした体験を通じて知ったこと を、人に伝えます。また、そうした体験の場の提供に協力します。
保育施設、 教育・研究機関	食べ物と自然のつながりを、子どもたちに伝えます。 東京湾の漁業を区民に伝える機会をつくり、広く情報提供するなど、正 しい知識を広めます。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p><b>a. 自然とのふれあいの機会の創出</b>            区内の公園・緑地、古川、運河、お台場海浜公園の水辺、みなと区民の森などを活用した環境学習を継続します。            区民等が自然との関わりを普段からもてるようにするため、イベントやパンフレットなどで気軽にできる自然遊びの紹介を行います。</p>	継続
<p><b>b. 食を通じた自然の大切さの理解の促進</b>            野菜の栽培など自然への関心を持ち、生きものについて学ぶ学習会を、各総合支所や児童館などで継続します。お台場での海苔の育成を通じた教育活動を継続します。            また、保育施設や幼稚園などでは、野菜を育て、収穫した作物を調理して食べるといった、食べ物を身近に感じる活動を継続します。</p>	継続
<p><b>c. 生物多様性を学ぶ畑づくり講習会</b>            自宅で行えるプランターを利用した野菜づくりなどの講習会を開催し、食べ物と生物多様性について体験的に学ぶ機会をつくります。</p>	継続
<p><b>d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施</b>            農作物が様々な生きものとの関わりの中で育つことなど、食べ物と生物多様性とのつながりを学ぶ場として、「体験学習農園」などを開設し、農作業体験を通じて生物多様性を学ぶ機会をつくります。具体的には、芝浦公園に設置した田んぼ<sup>※</sup>での田植え・稲刈り講習や、東京都あきる野市をはじめとする、地方都市での農業体験の実施を継続します。            また、民間施設の建築時に設置する緑地を体験学習の場として活用することを検討します。</p>	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 自然とのふれあいの機会の創出	拡充	継続	継続	継続	継続
b. 食を通じた自然の大切さの理解の促進	継続	継続	継続	継続	継続
c. 生物多様性を学ぶ畑づくり講習会	継続	継続	継続	継続	継続
d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施	区立公園や地方都市での実施	新規	継続	継続	継続
	民間施設の活用検討		検討	検討	活用

※ 芝浦公園に設置した田んぼは、都市公園法の公園施設であり、教養施設として位置付けています。

## 1 - (2) - ② 自然と気軽にふれあえる場所の整備

### ■概要

生きものに配慮した公園の整備・管理を行い、古川や運河の親水環境の向上を図り、自然と気軽にふれあえる場を整備していきます。

#### ■短期（前半）の総括

「平成 27～29（2015～2017）年度に区立の公園緑地で虫や野鳥が好む草木の植栽を行い、子どもたちが自然にふれあうことができ、生きものがすすめる公園を整備すること」を達成目標とし、白金六丁目緑地の整備においてチョウの食草や野鳥の食樹を植栽したのをはじめ、平成 27、28（2015、2016）年度に新たに植栽を行った公園のうち半数近くで、虫や野鳥が好む草木を植栽しました。一方で、植栽種の選定について課題も見えてきました。短期（後半）においても、「港区緑と水の総合計画」など既存計画に基づきこれまでの取組を継続しながら、公園の管理者に対し生物多様性に配慮した植栽種の選定について方向性（適用場面や考え方、候補種）を示すことが必要です。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 30～32（2018～2020）年度に、新たに区立の公園緑地（児童遊園、緑地、遊び場合む）30 か所以上で虫や野鳥が好む草木の植栽を行い、子どもたちが自然にふれあうことができ、生きものがすすめる公園を整備・管理すること。

#### コラム 4

### 野生鳥獣との接し方

近年、各地で野生鳥獣の増加が報告されています。区内でもハクビシンなどの目撃情報が寄せられているほか、平成 29（2017）年 12 月には二ホンザルが出現し報道もされました。

こうした野生鳥獣に対して間違った接し方をすると、例えばカラスやドバトによる被害のように、人の生活や地域の生態系に悪い影響を与える場合があります。

野生鳥獣との接し方として、以下のルールを守ることが大切です。

#### ルール1 むやみに近づいたり触ったりしない。

野生鳥獣を捕まえたり飼育することは、鳥獣保護管理法\*により原則禁止されています。また、感染症を持っている恐れもあります。

#### ルール2 餌を与えない。またゴミなど、餌となるようなものを放置しない。

餌により野生鳥獣が集まったり繁殖したりすると、鳴き声による騒音や糞による汚損・悪臭などの被害をもたらします。また、ほかの生きものがすみにくくなるだけでなく、野生鳥獣自身も交通事故に遭ったり、自分で餌がとれなくなって困ってしまいます。

かわいいからといって  
鳥の雛（ヒナ）を  
触るのもダメ



\* 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

## ■各主体の役割

区	区立公園や区内の水辺について、区民が自然を感じられる場を整備します。
区民、事業者、教育・研究機関など	区が実施する公園などの管理活動や、自然体験の機会に参加します。

## ■区の実施の概要

### 【取組の内容】

事業内容	区分
<b>a. 生きもののすめる公園整備</b> 「港区にぎわい公園づくり基本方針」に基づき、ビオトープをつくったり虫や野鳥が好む草木を植栽するなど、子どもたちが自然にふれあうことができ、生きものがすめる公園の整備を進めます。 また、「生物多様性緑化ガイド」を管理者に配布し、更に公園の緑化に活用するための講習会を実施します。	継続 拡充
<b>b. 公園緑地の生物に配慮した管理の促進</b> 「港区緑と水の総合計画」に基づき、生きものに配慮した公園緑地の管理を促進します。	継続
<b>c. 運河や古川の親水環境の向上</b> 「港区緑と水の総合計画」に基づき、運河や古川の親水環境の向上を図ります。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生きもののすめる公園整備	ビオトープの整備、虫や鳥が好む草木の植栽	継続	継続	継続	継続
	生物多様性緑化ガイド作成・講習会の実施	ガイド作成	配布・普及	講習会	継続
b. 公園緑地の生物に配慮した管理の促進	継続	継続	継続	継続	継続
c. 運河や古川の親水環境の向上	継続	継続	継続	継続	継続

1-（3）- ① 保育施設・教育機関への支援

■概要

保育施設・教育機関に向けて、園庭・校庭の管理方法を紹介した「ビオトープ管理の手引き」の普及や、出前授業のできる専門家の派遣を行います。

■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに協力可能な専門家や団体の登録を行い、保育施設・教育機関が専門家の支援を受けられる仕組みを整備すること」を達成目標としました。学校支援地域本部事業で、区内事業者と NPO が学校支援ボランティアの登録を行い、学校ビオトープによる環境教育支援を提供しました。また、保育施設や幼稚園、学校に、生きものを身近に観察するための園庭や校庭の管理方法を紹介した「ビオトープ管理の手引き」を作成し配布したほか、区立小中学校にビオトープの専門家を派遣しました。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、専門家を施設に派遣する回数を 30 回に増やすこと。

[港区基本計画計上事業] [港区環境基本計画成果目標]

■各主体の役割

区	事業者などと連携し、身近な自然や生物多様性の大切さを学べる環境を整備します。
区民	身近な自然や生物多様性の大切さを学びます。
事業者	保育施設や幼稚園、学校における取組を支援します。
保育施設、 教育・研究機関	身近な自然や生物多様性に関する情報の収集に努め、子どもたちに伝えます。

## ■区の実施概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
a. 「ビオトープ管理の手引き」の配布・普及 保育施設や幼稚園、学校に、生きものを身近に観察するための園庭や校庭の管理方法を紹介した「ビオトープ管理の手引き」を配布し、更に内容についての講習会を実施します。	拡充
b. 出前授業やアドバイスなど、保育施設・教育機関を支援する専門家の派遣 身近な自然や生物多様性を学ぶ機会を増やすため、出前授業ができる専門家やビオトープづくりを支援する専門家を派遣します。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 「ビオトープ管理の手引き」の配布・普及		手引き作成	配布・講習会	継続	継続
b. 出前授業やアドバイスなど、保育施設・教育機関を支援する専門家の派遣	モデル派遣3回	派遣7回	派遣10回	派遣10回	派遣10回

### コラム 5

## 地域とつくる学校ビオトープ

区立青山中学校の校庭の一角にある林。ここは、青山中学校と地域の方々の協力により整備されたビオトープです。林の中には小さな池も造られていて、トンボなど水辺の生きものもやってきます。

区立青山小学校・青山中学校及び都立青山高等学校内にあるそれぞれのビオトープでは、毎年秋に地元の商店会が主催する「～まちのビオトープ～ 土地の記憶プロジェクト」と名付けられたワークショップが開催されています。これは、「都会である青山の“暮らし”と“環境”」を人の視点だけではなく、生きものの視点から見ることで、街の記憶を辿ろうとする試みとして進められているものです。学校のビオトープの維持管理作業を実際に体験することにより、ビオトープの考え方・作り方・手入れについて学ぶ場となっています。



## 目標2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

### 行動方針（1）暮らしから変えていこう

#### ★2-（1）- ① 生物多様性に配慮した暮らしの促進

##### ■概要

区民に対し、生物多様性に配慮した行動を促すための行動メニューの提示や生物多様性に配慮した製品の紹介などにより、区民の生物多様性に配慮した暮らしを促進します。

##### ■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに FSC 認証、MSC 認証<sup>※1</sup>などの認証制度の認知度が7割以上になること」を達成目標とし、区民用行動メニューを提示した港区生物多様性地域戦略パンフレットを、区民や事業者等に配布しましたが、平成 29（2017）年度のアンケート調査では区民の認知度は3割に届きませんでした。短期（後半）では、認証制度の普及・啓発を中心に、更なる取組の強化が必要となります。

##### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、FSC 認証、MSC 認証などの認証制度の認知度が区民で7割以上になること。

##### ■各主体の役割

区	区民に積極的にライフスタイルの転換を呼びかけます。区民が、生物多様性に配慮してつくられた商品を選ぶような仕組みを整えます。小売店と連携して、エコラベルのついた認証商品の流通を促進します。
区民	MY 行動宣言 <sup>※2</sup> などを参考に、生物多様性に配慮した生活をします。生物多様性に配慮してつくられた商品を購入します。
事業者	エコラベルのついた認証商品を取り扱います。

※1 FSC 認証、MSC 認証：P21、資料編 用語解説（資-22）参照

※2 MY 行動宣言：P49 参照

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p>a. 生物多様性に配慮した行動メニューの提示</p> <p>区民が日々の暮らしの中でできる、生物多様性に配慮した行動メニューを提示した港区生物多様性地域戦略パンフレットを印刷し、区民や事業者等に配布することを継続します。</p> <p>また、戦略の周知とともに、MY 行動宣言の配布を積極的に行います。</p>	継続
<p>b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介</p> <p>FSC 認証や MSC 認証など、生物多様性に配慮してつくられた商品やサービスの認証制度を区ホームページで紹介し、その購入を推奨します。また、啓発ポスターやちらしの配布、イベント等でのパネル展示、更には区の出版物に FSC 認証取得用紙を使用し、FSC マークとともに説明を載せるなど、積極的に紹介します。</p>	新規

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生物多様性に配慮した行動メニューの提示	パンフレット作成	配布・普及	継続	継続	継続
b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介			HPで紹介	継続	継続

### コラム 6

## MY 行動宣言

国連生物多様性の10年日本委員会では、一人ひとりが踏み出すはじめの一歩としてふさわしい5つのアクションを示した、「MY 行動宣言」を作成しています。

下記の5つのアクションの中から、あなたができることを「MY 行動宣言」して、生物多様性を守るために行動しましょう。

**Act1 たべよう**：地元でとれたものを食べ、旬のものを**味わいます**。

**Act2 ふれよう**：自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものに**ふれます**。

**Act3 つたえよう**：自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝えます**。

**Act4 まもろう**：生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に**参加します**。

**Act5 えらぼう**：エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで**買います**。

MY 行動宣言は、イベント会場等で配布されている左のシートに記入するほか、ウェブサイトからも宣言できます。

(<http://undb.jp/action/>)

国連生物多様性の10年日本委員会  
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション!  
**MY 行動宣言**

生物多様性とは、たくさんの生きものがつながりあって暮らしていること。  
生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生きものとのつながりを感じることが大切。茶や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、木材、家の屋根など、いろいろな生きもののおかげで、私たちは生きています。

次の5つの中からあなたにできることを選んで「MY 行動宣言」しましょう。  
生物多様性の基盤を受け継がれるように、一人ひとりが「MY 行動宣言」をして、今日から行動しましょう!

Act 1 **たべよう**：地元でとれたものを食べ、旬のものを**味わいます**。

Act 2 **ふれよう**：自然の中へ出かけ、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものに**ふれます**。

Act 3 **つたえよう**：自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝えます**。

Act 4 **まもろう**：生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に**参加します**。

Act 5 **えらぼう**：エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで**買います**。

●お住まいの都道府県  
●性別  男  女  
●年齢  10代未満  10代  20代  30代  40代  50代  60代  70代以上

2-（２）- ① 生物多様性に配慮した仕事と働きかたの促進

■概要

事業者と連携して生物多様性に配慮した「事業者向け生物多様性行動メニュー」をつくり、それに基づく事業者の行動を促進するための仕組みを検討します。また、生物多様性に配慮した事業者の優れた取組を評価・表彰し、製品や事業者を広く紹介する取組を進めます。

■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに、生物多様性に関する取組を行っている事業者が 9 割以上になること」を達成目標としていますが、平成 29（2017）年度のアンケート調査では、7 割強の事業者が生物多様性に関する取組を行っていることがわかりました。短期（後半）においては、「事業者向け生物多様性行動メニュー」の作成と普及を中心に、中小事業者に向けての働きかけを強化する必要があります。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、生物多様性に関する取組を行っている事業者が 9 割以上になること。

■各主体の役割

区	「事業者向け生物多様性行動メニュー」を作成し、事業者の取組を広く周知し普及させます。 生物多様性に配慮した事業者の優良事例の表彰制度を創設します。
事業者	「事業者向け生物多様性行動メニュー」を実践します。 生物多様性に配慮した事業活動を行い、優良事例の表彰制度に応募します。
区民	優良事例の表彰制度に参加し、生物多様性に配慮した事業活動を評価します。 生物多様性に配慮してつくられた商品を購入します。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. 「事業者向け生物多様性行動メニュー」の作成と普及</b> 事業活動の中で、生物多様性に関連する活動を促進するため、「生物多様性みなとネットワーク」などの事業者や研究機関などと連携し、「事業者向け生物多様性行動メニュー」を作成し、普及を行います。	継続
<b>b. 優良事例の表彰制度の創設</b> 「事業者向け生物多様性行動メニュー」の部門ごとに事業者や区民が評価し、優れた取組を表彰する仕組みを検討します。 区内で行われている生物多様性に関する事業者の取組や、生物多様性に配慮した商品・サービスを扱う事業者・商店を表彰する仕組みを検討します。	新規

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 「事業者向け生物多様性行動メニュー」の作成と普及		→ 行動メニュー検討	→ 検討	→ 行動メニュー作成	→ 普及
b. 優良事例の表彰制度の創設				→ 検討	→ 創設

## コラム 7

### SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から平成42（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。私たちを取り巻く環境問題や貧困問題について、先進国・発展途上国を問わず全ての国が平成42（2030）年までという明確な期限を定めて目標の達成をめざしています。また、国家だけでなく産官学の連携も示されています。〔資料編 用語解説（資-21）参照〕

港区でも、一部の企業において活発な取組が行われています。NECでは、平成23（2011）年から生物多様性保全活動の一環として、（公財）東京都公園協会及びNPO法人Green Worksと協働で、生物多様性ガーデンづくり「NECネイチャークエストin芝公園」を実施しており、これまでにのべ1,700名以上が参加しています（写真）。これは、2,000キロメートルの距離を移動するアサギマダラ（蝶）を都心に呼び込むことを目的とした活動で、目標15「陸の豊かさを守ろう」に貢献しています。平成28（2016）年からは社員だけでなく、区民や生物多様性みなとネットワーク会員も参加しています。



## 目標3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

### 行動方針（1）身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみを豊かにしよう

#### 3-（1）- ① 生きものに配慮したまちづくりの推進

##### ■概要

緑地の配置や質の向上のための手段を検討し、エコロジカルネットワーク\*を港区全体に広げ、周辺地域の緑地へとつなげていきます。緑化計画書制度にエコロジカルネットワークの考え方を反映するとともに、優良事例の表彰と普及・啓発を行っていきます。

##### ■短期（前半）の総括

「平成 28（2016）年度までに、エコロジカルネットワークの望ましい状態を検討し、その実現に向けて必要なガイドラインを策定すること」と、「平成 29（2020）年度から、策定したガイドラインを緑化計画書制度や施策などへ反映すること」を達成目標としました。エコロジカルネットワークの検討と合わせて「生物多様性緑化ガイド」を策定し、緑化計画書制度に取り込んで、建築やまちづくりの誘導を開始しました。また、港区みどりの街づくり賞の審査の項目に生物多様性への配慮を追加しました。さらに、芝浦中央公園にエコロジカルネットワークを説明する看板を設置しました。短期（後半）においては、エコロジカルネットワークの将来像を達成するための評価・モニタリング手法の検討が必要です。

##### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、エコロジカルネットワークの評価・モニタリング手法を検討すること。

##### ■各主体の役割

区	エコロジカルネットワークの形成を促進するため、建築やまちづくりを誘導し、区民、事業者の理解と協力を得て、生物多様性に配慮したまちづくりを推進します。また、優れた事例を普及します。
区民、事業者	エコロジカルネットワークを広げるため、生きものに配慮したまちづくりを行います。
周辺自治体	エコロジカルネットワークを検討する上で必要な情報を、近隣自治体などに提供し、該当地域のエコロジカルネットワークづくりを連携して推進します。

\* エコロジカルネットワーク：P33 参照。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. エコロジカルネットワークの評価手法の検討</b> 区内と周辺地域につながるエコロジカルネットワークをつくるため、短期（前半）では、効果的な緑地配置や、具体的な緑地の創出方法、実施を推進するための仕組みづくりを検討しました。短期（後半）では、実現に向けて、エコロジカルネットワークの評価手法を検討し、目標の達成度を測れるようにします。	新規
<b>b. 生物多様性を向上させるガイドラインの普及</b> 生物多様性の向上に役立つ緑地の増加を図るため、平成 27（2015）年度に策定した「生物多様性緑化ガイド」の普及を行います。特に区立公園などの管理者や緑地を持つ民間事業者への周知を行います。	新規
<b>c. 生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導</b> エコロジカルネットワークの形成と生物多様性の向上に役立つ都市緑化を推進するため、緑化計画書制度を活用して誘導を行います。	継続
<b>d. 生物多様性に配慮した施設整備と維持管理の優良事例の表彰と普及・啓発</b> 「港区みどりの街づくり賞」で生物多様性に配慮した、優れたみどりの整備と維持管理事例を評価し、これを広く周知して普及・啓発を行います。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. エコロジカルネットワークの評価手法の検討			検討	検討	検討
b. 生物多様性を向上させるガイドラインの普及			講習会	継続	継続
c. 生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導	拡充	継続	継続	継続	継続
d. 生物多様性に配慮した施設整備と維持管理の優良事例の表彰と普及・啓発	選定基準改定	継続	継続	継続	継続

### 3- (1) -② 公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きものすめる環境の整備

#### ■概要

公園・緑地に在来種の植物を植えて、虫や鳥が暮らしやすい環境を整えたり、化学農薬の使用を抑えた環境負荷の少ない維持管理を実施し、人と生きものの共存できるまちづくりを進めます。

#### ■短期（前半）の総括

「平成 27～29（2015～2017）年度の3年間で、公園や緑地に生きものが好む植物を植栽し、化学農薬を使わない適切な管理を継続すること」を達成目標とし、白金六丁目緑地の整備において、チョウの食草や野鳥の食樹を植栽しました。また、小学3・4年生対象の夏の虫調査を継続しているほか、平成 28（2016）年度よりみなと環境アプリで生きものの生息状況を配信しました。一方、平成 29（2017）年度に実施したアンケートによると、植栽を行っている区民・事業者のうち化学農薬を使用していないという回答は、区民で5割を、事業者で3割を下回る結果となりました。短期（後半）においては、区民や事業者による緑地管理のあり方の周知や生きものモニタリング手法、化学農薬を使用しない管理方法について、更なる検討が必要です。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、区民や事業者が化学農薬を使わない適切な管理を実現するための取組を検討すること。

#### ■各主体の役割

区	公園等の身近な場所に在来種の植物を植え、生きものが暮らしやすい環境を整えます。 化学農薬を使用せずに植栽の維持管理を行います。 生きものモニタリングを行います。
区民、事業者、 保育施設、 教育・研究機関など	家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を抑えます。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. 植栽場所と植栽する植物の検討</b> 「生物多様性緑化ガイド」※1や「植栽時における在来種選定ガイドライン」※2を参考に、公園・緑地で、生きものの生息に適した候補地・植物の選定、環境整備を継続します。公園・緑地の環境条件や利用状況に配慮して、虫や鳥が好む植物を植栽し、生きものが暮らしやすい環境を整備します。	継続
<b>b. 生きものの生息状況のモニタリング</b> 植物とそこを利用する生きものを継続的に調べ、データを蓄積します。 具体的には、小学生対象の夏の虫調査を継続して行います。また、みなと環境アプリを使ったモニタリングの方法を検討します。	継続
<b>c. 化学農薬を使わない緑地管理の推進</b> 公園・緑地における化学農薬を使わない適切な管理を継続します。 民間の緑地で負担なく化学農薬の使用を減らす方策を検討し、パンフレットなどを作成して普及・啓発します。	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 植栽場所と植栽する植物の検討	植栽実施	継続	継続	継続	継続
b. 生きものの生息状況のモニタリング	夏の虫調査	継続	継続	継続	継続
c. 化学農薬を使わない緑地管理の推進	公園での化学農薬を使わない適切な管理	継続	継続	継続	継続
	民間緑地での化学農薬を使わない管理の普及・啓発			パンフレット作成	普及・啓発

※1 「生物多様性緑化ガイド」（港区，2016）：港区が推進する自然と共生できる質の高い緑を保全・創出することを目的とした生物多様性緑化の指針。

※2 「植栽時における在来種選定ガイドライン」（東京都，2014）：生きものの生息空間と生物多様性に配慮した在来種の植栽による緑化の指針。

3-（２）- ① 生物多様性を高める自然環境の保全・再生

■概要

樹林、草地、水辺など、環境が違えばそれを利用する生きものも異なります。区内の生物多様性を高めるためには、様々な生きものが利用する多様な自然環境の保全・再生を進めることが重要です。自然環境別に重点箇所を検討し、施設管理者や区民、事業者などと連携・協力し、保全・再生の取組を進めます。

■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに、樹林、草地、水辺で各 1 か所以上、保全・再生の重点箇所を選定すること」を達成目標としました。保全・再生の重点箇所となる各候補地について現地確認を行った結果、水辺ではエコトーン※の縮小が見られたものの、樹林地、草地についてはおおむね良好な状況でした。また、芝浦公園においては、生物多様性を高める水辺環境を整備・再生しました。一方、重点箇所の生物多様性を都市環境のなかで存続させていくためには、きめ細かな PDCA サイクルの運用や、利用と保全のバランスに配慮した管理方針を設定する必要があります。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、樹林、草地、水辺の保全・再生の重点箇所の管理・運営方針を検討すること。

■各主体の役割

区	施設管理者等と連携・協働して、港区の生物多様性の質を高めるために重要な自然環境の保全・再生の取組を推進します。
東京都	港区が主導する保全・再生の取組を支援します。
事業者、区民、教育・研究機関など	保全・再生の取組に参加します。

※ エコトーン：P25 参照

## ■区の実施概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p>a. 生物多様性を高める自然環境の保全・再生</p> <p>【樹林】、【草地】、【水辺】（池）の重点箇所について、土地の所有者・管理者と区、区民等の実施主体が、候補地の管理・運営方法について協議し、保全・再生に取り組める体制をつくります。</p> <p>【水辺】（河川、運河、東京湾）については、管理者等関係機関との協議を進め、重点箇所としての管理の仕組みづくりを検討します。</p> <p>■保全・再生の重点箇所</p> <p>【樹林】 高輪森の公園で、人と生きものの利用に配慮した樹林管理を促進します。</p> <p>【草地】 亀塚公園で、カントウタンポポの生育地としての保全活動の継続と活用を促進します。</p> <p>【水辺】（池） 港南緑水公園、芝浦中央公園の池で、在来の生きものが利用しやすい環境づくりを促進します。</p> <p>■平成 29 年度時点における対象箇所の候補地</p> <p>【水辺】</p> <p>（河川） 古川において、生きものに配慮した護岸の整備や水生植物が生育できる場所の確保を要請し、保全・再生を図ります。</p> <p>（運河） 生きものに配慮した護岸の整備や浅場の造成を要請し、保全・再生を図ります。</p> <p>（東京湾） お台場海浜公園において、アサリによる水質浄化を図ります。また、アマモ場の再生や海苔づくりの実施を継続します。</p>	継続
<p>b. 重点箇所における生物現況調査</p> <p>重点箇所において、生物現況調査を定期的に行います。</p>	新規

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生物多様性を高める自然環境の保全・再生	(区の施設) 重点箇所選定、管理運営体制の検討	→	→	→	→
	適正管理	継続	体制検討	継続	体制確立
	(区以外の施設) 管理者と協議、管理運営体制の検討		→	→	→
			協議・検討	継続	継続
b. 重点箇所における生物現況調査				→	→
				調査実施	継続

### 3 - (2) - ② 重要な自然環境の保全

#### ■概要

まとまりのある樹林地は、樹林性の生きものの生息・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透を調整する機能があります。

既存の樹林等を保全し、学術的な価値を持ち自然度の高い天然記念物や特定植物群落<sup>\*</sup>を保全していきます。

#### ■短期（前半）の総括

「保護樹林の指定箇所と面積が増加すること」を達成目標とし、保護樹林の指定・補助制度や天然記念物の保全の取組を継続した結果、保護樹林箇所は増加しました。短期（後半）においても、「港区緑と水の総合計画」など既存計画に基づき、これまでの取組を継続します。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、保護樹林の指定箇所と面積が増加すること。

[港区緑と水の総合計画成果目標]

#### ■各主体の役割

区	保護樹林の所有者・管理者への支援を継続します。また、天然記念物や特定植物群落について関連機関と情報を共有し、連携・協働して、重要な自然環境の保全・再生の取組を推進します。
区民、事業者	樹林地や湧水地など、既存の生きものの生息・生育環境の保全に努めます。
環境省	特定植物群落を保全します。
東京都、文化庁	天然記念物を保全します。

※特定植物群落：「自然環境保全基礎調査」（環境省）の一環として行われる調査の対象となる群落で、

(1) 原生林又はそれに近い自然林、(2) 稀な植物群落又は個体群など、8項目の基準によって選定された学術上重要な群落、保護を要する群落。港区では高輪東禅寺と自然教育園の樹林が指定されています。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
a. 区内樹林地の保護 「港区緑と水の総合計画」に基づき、保護樹林の指定・補助制度を継続します。	継続
b. 天然記念物や特定植物群落の保全 区内には、国・都・区指定の天然記念物と、環境省の定める特定植物群落があります。「港区緑と水の総合計画」に基づき、国や都と情報を共有して、保全を図ります。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 区内樹林地の保護	継続	継続	継続	継続	継続
b. 天然記念物や特定植物群落の保全	継続	継続	継続	継続	継続

memo

### 旧細川邸のシイ（スダジイ）



東京都指定の天然記念物となっている巨樹で、高さ 10.8m、幹周り 8.13mもあるとのこと（現地説明看板より）。太い幹まわりから無数の枝と根が張り巡らされ、妖精でも現れそうな神秘的なたたずまいです。それもそのはず、スダジイはブナ科の常緑高木で、人々が住みつく前の原始の森の主演であったと言われている種類です。このシイは、太古の森の姿を現代の私たちに伝えようとしているのかもしれない。

（所在地：高輪 1-16-25）

### 3-(2)-③ 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定

#### ■概要

区民や事業者に自然環境の保全・再生の取組を分かりやすく示すために、港区のめざす自然環境を象徴する生きものをシンボルとして選定し、普及・啓発を進めます。

#### ■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに、シンボルとなる生きものを選定すること」を達成目標とし、平成 29（2017）年度はアンケートにより、シンボルとなる生きものについて区民から様々な意見を収集しました。短期（後半）においては、この結果を今後の検討材料として活用します。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、シンボルとなる生きものを選定すること。

#### ■各主体の役割

区	自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものを選定します。
区民、事業者、 保育施設、 教育・研究機関など	自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定作業に参加します。

#### ■区の取組の概要

##### 【取組の内容】

事業内容	区分
<b>a. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及・啓発</b> 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものを選定し、区民や事業者などに広く普及・啓発を進めます。 アンケート等による区民からの意見収集、港区生物現況調査等の調査結果、有識者の意見などを踏まえて候補種を選定し、区民投票等の区民参画で決定します。	継続

##### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きもの選定と普及・啓発		意見収集	継続	継続	選定

## 港区の自然と生きものを知るには？

港区の自然と生きものについてくわしく知りたい時は、以下の資料が参考になります。

### ●『港区みどりの実態調査（第9次）報告書』

5年に1回程度実施する、区内の緑の分布、湧水等の調査です。



こんなことがわかります！

- ・樹林、草地の面積
- ・街路樹の種類、本数
- ・屋上緑地や壁面緑化の箇所数
- ・地区別の緑の状況
- ・湧水地の分布

など

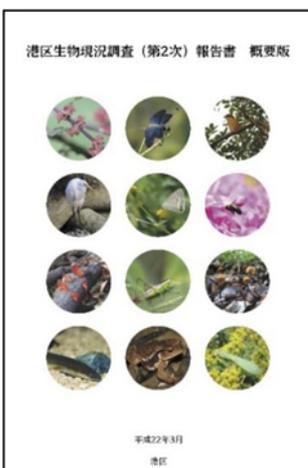
◀港区みどりの実態調査（第9次）  
報告書概要版「港区のみどりと水」

**貸出** 環境課(区役所本庁舎8階)の窓口で貸出しを行っています。

**閲覧** 区立図書館、区政資料室(区役所本庁舎3階)、各総合支所管理課の窓口、区ホームページ、エコプラザで閲覧できます。(概要版は環境課で配布しています。)

### ●『港区生物現況調査（第2次）報告書』

平成20(2008)年4月から平成21(2009)年6月にかけて行った、区内全域を対象とした生きもの調査です。



こんなことがわかります！

- ・港区で確認された生物の種類と数
- ・港区に生息・生育する希少な生物種
- ・港区で確認された外来種
- ・区民参加型調査の結果

など

◀港区生物現況調査（第2次）  
報告書概要版

**貸出** 環境課の窓口で貸出しを行っています。

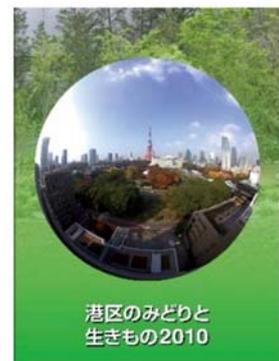
**閲覧** 区立図書館、区政資料室、各総合支所管理課の窓口、エコプラザで閲覧できます。(概要版は環境課で配布しているほか、区ホームページでも閲覧できます。)

### ●『港区のみどりと生きもの 2010』

港区生物現況調査（第2次）の調査結果をもとに作成した生きもの図鑑です。

**閲覧** 区立図書館、区政資料室、各総合支所管理課の窓口、エコプラザで閲覧できます。

**販売** 区政資料室(区役所3階)及び各総合支所(芝地区を除く)で販売しています(1冊800円)。



## ★3- (2) - ④ ビオトープの創出と適正な維持管理の推進

### ■概要

既存のビオトープを保全し、新たなビオトープの創出を継続するとともに、区民との協働によるビオトープの維持管理を推進します。

また、区民、事業者、保育施設、教育機関などがビオトープをつくったり、生きものが集まる工夫ができるよう、「ビオトープ管理の手引き」の周知や、ビオトープの専門家の派遣を行います。

### ■短期（前半）の総括

「平成 28 (2016) 年度までに、協働による適切な維持管理を行うビオトープをモデル事業として 1 箇所以上設定すること」と、「平成 29 (2017) 年度までに、区立の公園緑地内ビオトープの維持管理方針を定めること」を達成目標としました。それに基づき、平成 29 (2017) 年度に、ビオトープの管理方針を示した「ビオトープ管理の手引き」を作成しました。また、みどりの実態調査（第 9 次）において、学校ビオトープの現況調査を実施したほか、区立小中学校にビオトープの専門家を派遣しました。モデル事業となるビオトープの設定については、現時点でできておらず、実現可能な協働の管理について引き続き検討します。

### ■短期（後半）の達成目標

平成 32 (2020) 年度までに、緑地を管理する様々な主体に「ビオトープ管理の手引き」を周知するための講習会を実施すること。

### ■各主体の役割

区	新たなビオトープを創出し、様々な主体が行う維持管理などを支援します。
区民	ビオトープをフィールドとした学習会に参加します。
事業者、保育施設、教育・研究機関など	各自のフィールドを活用し、ビオトープづくりと維持管理を行います。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. ビオトープの創出</b> 生きものの生息・生育環境を保全・再生し、環境学習の場となる空間を充実させるため、学校や公園、その他公共施設における新設・改修の機会を捉え、ビオトープの創出を図ります。	継続
<b>b. ビオトープの維持管理・運営の促進、学習会の開催</b> 「ビオトープ管理の手引き」（平成29年度発行）を参考に、管理者に対し、ビオトープごとの目標像やコンセプト、それに応じた管理方針を提案します。 区民、事業者、学校などとの協働による維持管理を推進するため、ビオトープをフィールドとした観察会や勉強会を開催し、ビオトープの活用方法を提示します。	継続 拡充
<b>c. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援</b> ビオトープづくりを支援する専門家を派遣します。 区民、事業者、保育施設、幼稚園、学校などがビオトープをつくり、適切な維持管理を促進するための「ビオトープ管理の手引き」（平成29年度発行）を配布し、内容についての講習会を実施します。	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. ビオトープの創出	継続	継続	継続	継続	継続
b. ビオトープの維持管理・運営の促進、学習会の開催	ビオトープの管理方針提案	手引き作成	管理方針提案	継続	継続
	ビオトープ観察会や勉強会の開催		観察会	継続	継続
c. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援	ビオトープ専門家の派遣	モデル派遣3回	派遣10回	派遣10回	派遣10回
	ビオトープ管理の手引きの配布、講習会の実施		手引き作成	配布・講習会	継続

memo

### ビオトープがあると鳥がやってくる

区内の公園にあるビオトープには様々な鳥がやってきます。



芝浦中央公園（所在地：港南 1-2-28）



港南緑水公園（所在地：港南 4-7-47）

### 3 - (2) - ⑤ 健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善

#### ■概要

水は全ての生きものに必要不可欠で、生態系を支える重要な要素です。健全な水循環系は、地上に降った雨が地面に浸透し、地下を流れてから地上に出て、河川、海へと流れていくことで保たれます。

「港区緑と水の総合計画」に基づき、雨水浸透施設<sup>\*1</sup>の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。また、区を代表する水辺空間である古川や運河、東京湾の環境をより良いものとするため、水質改善に取り組みます。

#### ■短期（前半）の総括

「雨水浸透施設の設置が進み、実質浸透域<sup>\*2</sup>が拡大され、湧水が保全されていること」を達成目標とし、雨水浸透施設設置の助成、雨水流出抑制施設<sup>\*3</sup>設置の指導、公園・児童遊園等における雨水浸透施設の整備を行いました。また、各水域における水質調査に加え、古川では下水高度処理水の送水や定期的な清掃、運河では東京都と協力した水環境向上対策、台場ではアサリや水中スクリーンの設置による水質浄化など、様々な取組を継続して実施してきました。短期（後半）においても、「港区緑と水の総合計画」など既存計画に基づき、これまでの取組を継続します。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに雨水浸透施設の設置が進み、実質浸透域が拡大され、湧水が保全されていること。

[港区緑と水の総合計画成果目標]

---

※1 雨水浸透施設：浸透ますや浸透管など雨水を地下に浸透させるための施設。区では、治水対策の一環として水害の防止や軽減を図るとともに、地下水のかん養を促進し自然環境の保全と回復をめざすため、雨水浸透施設の設置に対して工事費の助成を行っています。

※2 実質浸透域：雨水が直接自然に浸透する地面だけでなく、浸透ますや透水性舗装など人工的に浸透する面を合わせた、実質的に雨水が浸透する地表面のこと。

※3 雨水流出抑制施設：雨水の流出を抑制するための施設で、雨水浸透施設及び貯留槽や池などの雨水貯留施設のこと。区では、水害に強い安全なまちづくりの推進方策の一つとして、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づく指導を行っています。

## ■各主体の役割

区	雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。また、古川や運河、東京湾の水質改善を促進します。
区民、事業者、教育・研究機関など	雨水浸透施設の設置を進め、健全な水の循環系の再生を図ります。自然分解する洗剤の使用や、油汚れを拭き取って食器を洗うなど、川や運河の水質に配慮した暮らしをします。
東京都	区民、事業者、区と連携して、古川や運河、東京湾などの水質改善に取り組めます。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. 雨水浸透施設の設置と湧水地の保全</b> 「港区緑と水の総合計画」に基づき、雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。	継続
<b>b. 水辺の水質改善</b> 「港区緑と水の総合計画」に基づき、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のトライアスロンなどの競技会場となる東京湾（台場地区）をはじめ、古川や運河など、水辺の水質改善の取組と、健全な水循環の保全・構築を継続します。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 雨水浸透施設の設置と湧水地の保全	継続	継続	継続	継続	継続
b. 水辺の水質改善	継続	継続	継続	継続	継続

memo

### 柳の井戸（湧水）



参道にある柳の木の下にあり、空海（弘法大師）が手に持っていた錫杖（しゃくじょう）を突きたてたところ湧水が噴出したとか、ある聖人が柳の枝を用いて掘ったものといった伝説が語り継がれているとのこと。関東大震災や東京大空襲のときには、飲料水として利用され、多くの人の困苦を救いました。（現地説明看板より）

（所在地：元麻布 1-6-21 善福寺）

★ 3 - （３） - ① 外来種の侵入・拡散の防止

■概要

在来種からなる地域本来の生態系を守り育てるために、外来種についての正しい理解を広め、外来種の侵入・拡散の防止に努めます。

■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに、9 割以上の区民が外来種問題について正しい知識を持っていること」を達成目標とし、身近な外来種に関するリーフレットの作成や、エコライフ・フェア MINATO での普及・啓発を行いました。平成 29（2017）年度の区民に対するアンケート結果では、外来種問題の理解度は約 6 割であり、十分とは言えませんでした。区立公園の池をフィールドとした外来種勉強会を開催するなど新たな取組を始めました。また、「平成 27（2015）年度までに、区立公園などの池に外来種を放出しないよう啓発する看板を立てること」を達成目標としましたが、外来種が確認されているにもかかわらず、一部の池にしか注意看板が設置されていません。短期（後半）においては、短期（前半）の取組を継続するとともに、更なる取組の強化が必要です。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、区立公園などの全ての池に、アメリカザリガニやアカミミガメなどの外来種を池に放出しないよう啓発する看板を立てること。

平成 32（2020）年度までに、9 割以上の区民が外来種問題について正しい知識を持っていること。

■各主体の役割

区	外来種に関する正しい知識の普及・啓発をします。その一環として、外来種に関するイベントを開催します。
区民、事業者、教育・研究機関など	外来種に対する正しい知識を持ち、正しい知識を人に伝えます。外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。また、外来種に関するイベントに参加します。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p>a. 外来種の侵入と拡散の防止に関する普及・啓発</p> <p>区立公園の池に、アメリカザリガニなどの外来種を放さないように注意を喚起する看板設置の取組を強化し、外来種についての正しい理解を促します。</p> <p>平成 28 (2016) 年度に作成した、外来種に関して周知啓発・注意喚起を促すリーフレットを学校、池のある公園、イベント会場などで積極的に配布し、普及・啓発を継続します。</p> <p>区立公園の池をフィールドとして、アカミミガメやアメリカザリガニ等を観察しながら外来種の周知啓発を図るための勉強会を継続して開催します。また、管理者を対象とした講習会を実施します。</p>	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期 (前半)		短期 (後半)			
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
a. 外来種の侵入と拡散の防止に関する普及・啓発	注意喚起看板の設置	新規	デザイン作成	看板設置	継続	継続
	注意喚起リーフレット配布による普及・啓発	リーフレット作成	リーフレット配布	継続	リーフレット更新	リーフレット配布
	外来種勉強会の開催 (区民向け)		勉強会	継続	継続	継続
	外来種に関する講習会の実施 (管理者向け)			講習会	継続	継続

コラム  
9

## 外来種勉強会

区立公園において「外来種勉強会」を実施しています。身近な池などにいる外来種を参加者が自ら捕獲して観察し、外来種の見分け方や生態系への影響、私たちとの関わりなどについて勉強します。

写真は、有栖川宮記念公園で実施した外来種勉強会の様子です。釣れたアメリカザリガニのあまりの多さに、驚く人もいました。



ザリガニ釣り



外来種についての講義

3-（４）-① 自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実

■概要

区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と経年変化を把握し、適切な対策を検討するため、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。また、区民が港区の自然や気候に興味を持つきっかけとなる、区民参加型調査の充実を図ります。

■短期（前半）の総括

「既往の調査（生物現況調査や、みどりの実態調査など）を継続すること」と、「平成 29（2017）年度までに、「みんなと生きもの調査隊 夏の虫調査隊」の参加者数を 600 人／年以上にすること」を達成目標としました。平成 28（2016）年度に港区みどりの実態調査（第 9 次）を実施したほか、運河の水質調査や亀塚公園の植生調査を継続しています。また、小学生による「夏の虫調査 みんなと生きもの調査隊」を継続しています〔参考：平成 29（2017）年度 目標達成〕。東京湾（台場地区）では、アサリによる水質浄化の環境学習で区民参加型調査を実施しています。その他、みなと環境アプリで港区生物現況調査の結果をもとに区内の生きものを紹介しています。短期（後半）においても様々な取組を継続するとともに、区民参加型調査の充実を図ります。

■短期（後半）の達成目標

既往の調査（「みんなと生きもの調査隊 夏の虫調査隊」など）を継続すること。

平成 32（2020）年度までに、「みんなと生きもの調査隊 夏の虫調査隊」の参加者数を 1,200 人／年以上にすること。

■各主体の役割

区	区内の自然環境の状況を把握します。区民や事業者、学校が参加できる調査の仕組みを整備します。
区民、事業者、NPO	区の実施する調査に積極的に参加します。
教育・研究機関	事業所や学校、公園などで調査を行います。

## ■区の取組の概要

### 【取組の内容】

事業内容	区分
<p><b>a. 自然環境に関する各種調査の継続</b>  「港区緑と水の総合計画」に基づき、「港区みどりの実態調査」、「湧水に関する調査」、「港区生物現況調査」を定期的実施することで、緑と水の現況を継続的に把握し、各取組や計画の見直しに反映していきます。  このほか、環境課が行っている運河の水質調査や、高輪地区総合支所が行っている亀塚公園ビオトープの植生などの調査を継続します。</p>	継続
<p><b>b. 区民参加型調査の充実</b>  小学生による「夏の虫調査隊」や、アサリの環境学習などの区民参加型調査を継続して行います。また、多くの区民が参加しやすいみなと環境アプリを活用した方法を検討します。</p>	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 自然環境に関する各種調査の継続	継続	継続	継続	継続	継続
b. 区民参加型調査の充実	参加1,026人	参加1,099人	参加1,130人	参加1,170人	参加1,200人

コラム  
10

## 区民参加型調査

港区では、「みんなと生きもの調査隊 夏の虫調査隊」をはじめ、様々な区民参加型調査を開催しています。区民が調査に参加することをおして、身近な自然を見直すきっかけをつくることを目的としています。

写真は、お台場にある「鳥の島」周辺で、野鳥の観察会を行ったときの様子です。普段はあまり近づけない鳥の島にいる野鳥を、船の上から双眼鏡等を用いて観察しました。区民のみなさんと一緒に、たくさんの鳥を見つけることができました。



アオサギ



船上バードウォッチングの様子

## 目標4 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

### 行動方針(1) まちの生物多様性の恵みを活かそう

#### 4-(1)-① 生物多様性を楽しみながら学べるスポットの紹介

##### ■概要

生物多様性にゆかりある場所や自然とふれあえるスポットなどの情報を集約し、まちの魅力として区民や港区を訪れる人にPRしていきます。また、そのような「生物多様性スポット」を継続的に増やしていきます。

##### ■短期(前半)の総括

「平成30(2018)年度までに生物多様性スポットを選出し、広報を図っていくこと」を達成目標とし、生物多様性スポットの情報収集と検討を行ってきましたが、具体化していません。短期(後半)においても、自然教育園、湧水地、海辺などを候補地として、情報を提供する仕組みづくりに向けて更なる検討を進めます。

##### ■短期(後半)の達成目標

平成32(2020)年度までに生物多様性スポットを選出すること。

##### ■各主体の役割

区	生物多様性スポットに関する情報を集め、これを発信します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	生物多様性スポットの情報を提供します。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p>a. 地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介</p> <p>生物多様性にゆかりある場所や自然とふれあえるスポットについて、情報を収集し、みなと環境アプリで紹介する方法を検討します。</p> <p>生物多様性スポットの情報を収集し、それらをめぐるイベントを開催するなど、まちの魅力として区民や区を訪れる人にPRする方法を検討します。</p> <p>定期的に「生物多様性スポット」を見直し、徐々に増やしていきます。</p> <p><u>生物多様性スポットの選定の視点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とのふれあいや学びのある場所（自然教育園など）</li> <li>・生物多様性と関連の深い文化を学べる場所（エコプラザ、麻布図書館など）</li> <li>・地域の生物多様性の特徴的な場所（湧水地、海辺、自然を感じる場所など）</li> </ul>	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介	新規	継続	拡充	継続	継続

### コラム 11

## みなと環境アプリ



区では、環境について楽しみながら学べる多彩な環境学習コンテンツを備えたスマートフォン（iOS、Android）向けアプリ「みなと環境アプリ」を配信しています。

環境イベントの開催情報などを容易に受け取ることができるほか、カメラやGPSと連動させて画面上に区内の公園・緑地を表示することや、区内やみなと区民の森に生息する生きものを図鑑で見ることができます。

アプリストアで「みなと環境アプリ」と検索、又は下のQRコードから無料でダウンロードできます。（別途通信料がかかります。）



iOS  
(対応バージョン iOS 7.0 以降)



Android  
(対応バージョン Android 4.4 以降)

## 4- (1) - ② 生物多様性を象徴するまちの“自慢”の創出

### ■概要

区民や事業者などから、まちの誇りや魅力となる“自慢”を募り、情報を集めて広く発信していきます。例えば、ハチミツなどの地元の食材や大規模な壁面緑化などが、まちの“自慢”のイメージです。そうした産業や活動などの場をつくり、情報を発信するとともに、観光資源としても活用していきます。

### ■短期（前半）の総括

「平成 32（2020）年度までに、区民や事業者から取組事例を募り、集約した情報を発信すること」を達成目標とし、平成 29 年度に情報収集の方法などについて検討を開始しました。短期（後半）においても、情報収集と発信方法の検討を進めます。

### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、区民や事業者から取組事例を募り、集約した情報を発信すること。

### ■各主体の役割

区	生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”をつくり、その活動を支援し、情報を集めて発信します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”をつくりまます。

### ■区の実施の概要

#### 【取組の内容】

事業内容	区分
<p>a. 生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出</p> <p>ハチミツなどの港区産食材や、生物多様性の保全を通じて生まれた地域の人の誇りとなる取組など、港区ならではのまちの“自慢”をつくりまます。</p> <p>アジサイやバラなどの花の名所について情報収集を行い、紹介します。</p> <p>区民や事業者の取組事例を募り、情報を集約して、それぞれについてみなと環境アプリで発信するなど、その活動を支援していきます。</p>	継続

## 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出		新規 →	継続	継続	継続

memo

### 亀塚公園のアジサイ



亀塚公園というと広場を思い出す方が多いかもしれませんが、御田八幡神社に下りる斜面には、アジサイが100㎡ほどの範囲にまとまって生育しています。梅雨時には鮮やかな色彩が広がるちょっとした穴場です。

現在、身近にみられるアジサイの多くは園芸用に改良された栽培種ですが、野生種は万葉集にも詠まれています。古くから梅雨の訪れを告げる大事な季節の使者だったと言えます。

（所在地：三田 4-16-20）

memo

### 芝浦中央公園のバラ



芝浦中央公園には、芝生広場やドッグランといった憩いの場がたくさんありますが、バラ園には、なんと、約40品種200本もの色とりどりのバラが植えられています。見頃は5月中旬と10月中旬で、お散歩に最適な季節に花と香りが楽しめます。

これらバラの原種のひとつとされているのが区内にも自生する在来種のノイバラです。春から初夏にかけて咲きます。ノイバラを探しながらバラを愛でてみてはいかがでしょうか。

（所在地：港南 1-2-28）

4-（２）- ① 地域内の交流・連携の促進

■概要

生物多様性に関する活動主体とこれから活動したい人の情報交換と交流の場として、「生物多様性みなとフォーラム」を定期的に開催します。また、「みなと環境にやさしい事業者会議」や自然教育園、大使館との連携・協働を通じ、地域内の様々な主体が交流する機会をつくります。

■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに、「生物多様性みなとフォーラム」の参加者が年間延べ 200 人以上となること」を達成目標とした結果、平成 28（2016）年度に年間延べの参加者が 237 人に達しました。生物多様性みなとフォーラムを継続して開催しているほか、みんなでエコっとプロジェクト等、事業者との連携事業を実施しています。また、自然教育園と連携して自然観察会を実施しているほか、エコプラザでは、大使館と連携して世界各国の環境への取組等を紹介する講座を実施しました。

短期（後半）においても、「みなと環境にやさしい事業者会議」や自然教育園、大使館等様々な主体と連携・協働し、生物多様性みなとフォーラム等の事業を継続します。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、「生物多様性みなとフォーラム」の参加者が、年間 300 人以上になること。

[港区基本計画成果目標] [港区環境基本計画成果目標]

■各主体の役割

区	様々な主体が交流するための基盤をつくります。
区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、大使館など	積極的にほかの主体と交流し、連携事業に参加します。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<b>a. 「生物多様性みなとフォーラム」の開催</b> 生物多様性に関する活動を実施中の人々とこれから活動したい人や、支援を求めている人の情報交換と交流の場となっている「生物多様性みなとフォーラム（見学会、パネル展、講演会等）」を定期的に開催します。	継続
<b>b. 事業者との連携事業の推進</b> 「生物多様性みなとネットワーク」などの事業者と連携して、生物多様性に関連した事業を、今後もより活発化させ推進します。具体的には「事業者向け生物多様性行動メニュー」を事業者と連携してつくります。	継続
<b>c. 自然教育園との連携の促進</b> 自然教育園と自然情報の共有や情報発信などを通じて連携を深め、区民や事業者、学校、観光客などの利用を促進します。	継続
<b>d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施</b> 大使館が多いという地域特性を活かし、海外での取組事例を共有したり、普及・啓発イベントを行うなど、大使館と連携した事業を進めます。	継続

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 「生物多様性みなとフォーラム」の開催	参加237人	参加270人	参加280人	参加290人	参加300人
b. 事業者との連携事業の推進		行動メニュー検討	検討	行動メニュー作成	普及
c. 自然教育園との連携の促進	観察会等	継続	継続	継続	継続
d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施	新規	継続	継続	継続	継続

### ■概要

港区と豊かな森林資源を有する全国の自治体に参加する「みなと森と水ネットワーク会議」では、地球温暖化を防止するため、さらなる国産木材の活用に取り組みます。東京湾沿岸に位置する自治体が交流する「東京湾岸自治体環境保全会議」に継続して参加します。また、「生物多様性自治体ネットワーク」など、既存組織との連携を図るなど、全国の都市部の自治体や自然豊かな自治体との交流を促進します。

#### ■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに、「にじゅうまるプロジェクト※」などの生物多様性に関するネットワークに参加すること」を達成目標に、「みなと森と水ネットワーク会議」、「東京湾岸自治体環境保全会議」、「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を継続しています。また、都や都内の区市町村が参加する「緑の情報連絡会」、「オール東京 62 市区町村共同事業」へ継続して参加しているほか、平成 29（2017）年 4 月には周辺隣接区との連携会議を開催しました。短期（後半）においても、これらの各種会議への参加を継続します。

#### ■短期（後半）の達成目標

平成 30～32（2018～2020）年度において、「東京湾岸自治体環境保全会議」などの生物多様性に関するネットワークに継続して参加するほか、周辺隣接区との連携会議を定期的で開催すること。

平成 32（2020）年度までに、生物多様性に関するネットワーク「にじゅうまるプロジェクト」に参加すること。

#### ■各主体の役割

区	様々な主体が交流するための基盤をつくり、積極的に連携します。
区民、事業者、教育・研究機関など	水源地域や自然豊かな自治体を訪れ、日常生活とのつながりやそれを支える地域の自然を知るよう努めます。

※ にじゅうまるプロジェクト：20 の個別目標からなる愛知目標の実現に向けて活動する人々、団体が参加し協働する基盤づくりの取組として、「国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）」が運営している事業。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p><b>a. 森林資源の豊かな自治体や東京湾岸自治体等との連携</b></p> <p>港区と豊かな森林資源を有する自治体が「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結し、「みなと森と水ネットワーク会議」の活動を通じて、国産木材の活用促進に継続して取り組みます。</p> <p>東京湾沿岸に位置する自治体が交流する「東京湾岸自治体環境保全会議」に継続して参加します。また、「生物多様性自治体ネットワーク」など、既存組織との連携と情報共有を図ります。</p>	継続
<p><b>b. 都、周辺区との連携</b></p> <p>都や区市町村が出席する「緑の情報連絡会」及び「オール東京 62 市区町村共同事業」への参加を継続します。これらをとおして、古川や運河の水質改善、エコロジカルネットワークの確立、外来種対策と在来種の活用について、連携と情報共有を図ります。</p>	継続
<p><b>c. 国際的な連携</b></p> <p>国際的な目標である愛知目標を国内の各主体が連携して達成するためのネットワーク「にじゅうまるプロジェクト」に参加し、世界の動向についても積極的に情報収集をしていきます。</p>	新規

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 森林資源の豊かな自治体や東京湾岸自治体等との連携	継続	継続	継続	継続	継続
b. 都、周辺区との連携	拡充	継続	継続	継続	継続
c. 国際的な連携			新規	継続	継続

4-（3）- ① 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備

■概要

生物多様性の普及・啓発や様々な主体の取組を促進するため、生物多様性に関する事業実施の検討を進め、情報収集・発信のための学習拠点を整備します。

■短期（前半）の総括

「平成 28（2016）年度までに、情報収集・発信拠点を設置し、運営を開始すること」を達成目標としました。これまでのエコプラザに加え、平成 26（2014）年 7 月から、麻布図書館においても生物多様性関連の情報発信・学習拠点としての活用を開始しました。短期（後半）においては、これらの施設を引き続き活用するほか、民間施設の活用も含め、更なる拠点の検討を進めます。

■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、情報収集・発信拠点を新たに整備すること。

■各主体の役割

区	生物多様性に関する取組が円滑に進められる仕組みをつくります。
---	--------------------------------

■区の実施の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
<p>a. 生物多様性に関する情報収集・発信のための学習拠点の整備及び環境学習施設等の活用                      自然情報や支援団体・専門家の情報、活動やイベントに関する情報、生物多様性を学ぶ場を提供するため、新たな拠点を検討します。                      また環境学習施設であるエコプラザ及び生物多様性の情報・学習の拠点となっている麻布図書館を引き続き活用していきます。</p>	継続

## 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 生物多様性に関する情報収集・発信のための学習拠点の整備及び環境学習施設等の活用	活用2施設	活用2施設	活用2施設	活用2施設	活用3施設

memo

### エコプラザ



パネル展の様子

エコプラザは、区民等が環境の保全について関心を持ち、考え、行動するための情報発信・学習・交流を促進する施設です。生物多様性等、環境保全に関する講座や展示等を実施しています。

写真は、「私たちの暮らしを支える世界の生物多様性」パネル展の様子です。

その他、区内及び都内の公園で自然観察会を行うなど、様々な体験型イベントを展開しています。

（所在地：浜松町 1-13-1）

memo

### 麻布図書館



生物多様性講座の様子

麻布図書館では、様々な切り口で生物多様性について考える「生物多様性講座」を、年1～2回の頻度で実施しています。

写真は、第7回の生物多様性講座の様子です。この回では、東京海洋大学の教授を講師に招き、江戸前の海と生きものについて学びました。

また、一般公開書架では、生物多様性に関する書籍を集めた特設コーナーを常設しています。

（所在地：六本木 5-12-24）

## ★4-(3)-② 多様な主体の連携組織の設置と各主体の活動の促進

### ■概要

様々な主体が参加し、生物多様性の取組を推進する「生物多様性みなとネットワーク」の運営を継続します。情報共有と交流を進め、各主体が相互に連携・協働し、生物多様性に関する事業や活動を促進していきます。

また、「港区みどりの活動員制度」の周知に努め、区民・事業者等による生物多様性に関する自主活動を支援します。

### ■短期（前半）の総括

「平成 29（2017）年度までに、「港区みどりの活動員制度」登録団体数が 10 団体以上、「生物多様性みなとネットワーク」登録者（団体）数が、150 主体以上になること」を達成目標とし、広報・周知に取り組んできました。しかし、平成 29（2017）年度末時点で「港区みどりの活動員制度」登録者（個人・団体）数は 5 団体、「生物多様性みなとネットワーク」登録者（個人・団体）数は 24 主体にとどまっています。短期（後半）においては、参加者数の底上げに向け、さらなる取組が必要となります。

### ■短期（後半）の達成目標

平成 32（2020）年度までに、「港区みどりの活動員制度」登録者（個人・団体）数が、増加すること。

平成 32（2020）年度までに、「生物多様性みなとネットワーク」登録者（個人・団体）数が、60 主体以上になること。

### ■各主体の役割

区	「生物多様性みなとネットワーク」を運営し、区民、事業者、NPO、教育・研究機関とともに「港区生物多様性地域戦略」を推進する体制を整備します。 「港区みどりの活動員制度」を活用し、生物多様性に関わる取組を積極的に行う団体の支援と人材を育てます。
区民、事業者・NPO	「生物多様性みなとネットワーク」に参加し、「港区生物多様性地域戦略」を推進します。
保育施設、教育・研究機関	「生物多様性みなとネットワーク」に参加し、「港区生物多様性地域戦略」を推進します。生物多様性に関する取組を積極的に行う人材を育てます。

## ■区の実施の概要

### 【実施の内容】

事業内容	区分
<p>a. 活動する人材の育成と支援</p> <p>「港区みどりの活動員制度」で、区民による緑地の維持管理や普及・啓発活動を支援します。</p> <p>各総合支所による「港区アドプト・プログラム」で、道路・公園で行う花壇管理や清掃などのボランティア活動の促進を継続します。</p> <p>地区内にキャンパスを有する大学等と芝浦港南地区総合支所が協働で行っている「知生（ちい）き人養成プロジェクト」を継続するほか、区立公園のビオトープで維持管理を行う人材の育成を進めます。</p>	継続
<p>b. 「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営</p> <p>生物多様性に関する実施を行う主体が、情報の共有と交流ができる場として設置した「生物多様性みなとネットワーク」を継続して運営します。</p> <p>「生物多様性みなとフォーラム（見学会、パネル展、講演会等）」の開催を通じて、ネットワーク会員の増加を図ります。また、情報共有の仕組みを検討し、活動する環境を整えます。</p>	継続
<p>c. 各主体が連携して行う事業の促進</p> <p>事業者が地域に開かれた活動をしたり、企業とNPOが連携して学校を支援するなど、様々な主体による連携事業を、事例紹介などを通じて促進します。</p> <p>具体的には、生物多様性みなとフォーラムの開催、生物多様性みなとネットワークの自主活動の支援を継続します。また、ネットワーク会員発案の連携事業を強化させます。</p>	継続 拡充

### 【事業予定】

取組	短期（前半）		短期（後半）		
	H26-28 (2014-2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
a. 活動する人材の育成と支援	拡充	継続	継続	継続	継続
b. 「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営	組織設置	20主体	40主体	50主体	60主体
c. 各主体が連携して行う事業の促進	生物多様性みなとフォーラムの開催	新規	継続	継続	継続
	生物多様性みなとネットワーク会員活動との連携強化		新規	拡充	継続

# 第4章 推進体制と進捗管理

## 1 推進体制と各主体の役割

### (1) 様々な主体の連携と協働による取組の推進

「港区生物多様性地域戦略」を実現するためには、区だけでなく、在勤・在学者を含む区民や事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者などが、それぞれの役割を十分認識し、相互に連携・協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進める必要があります。

### (2) 生物多様性みなとネットワークの運営

区は、生物多様性に関係する主体を横断的につなぐ役割を担います。

区、区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者、その他の多様な主体が情報を共有し、協働して事業を実施する組織である「生物多様性みなとネットワーク」を運営し、各主体の自主的な取組や、相互に連携・協働して行う取組を促進します。

### (3) 区の推進体制

区は、「港区生物多様性地域戦略」の実現に向け、関係部署が連携、協力して取組を推進します。

事業実施に当たっては、区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において関係部署間の調整を行うとともに、区民、学識経験者、事業者などで構成する「港区緑と水の委員会」からの専門的な助言なども活かし、総合的・効率的に事業を実施していきます。

### (4) 国、都、周辺自治体、区外の人々との連携

区は、国や東京都、周辺自治体と情報共有、技術支援などについて連携と協力を図ります。

特に、東京都は、都立公園、古川、運河など、生きものの生息・生育環境となる主要な緑地や水面を管理していることから、緑地や水辺環境の保全について連携・協力を図ります。

また、隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区及び新宿区、東京都湾岸に位置する大田区と江戸川区とも情報共有化を図り、連携していきます。

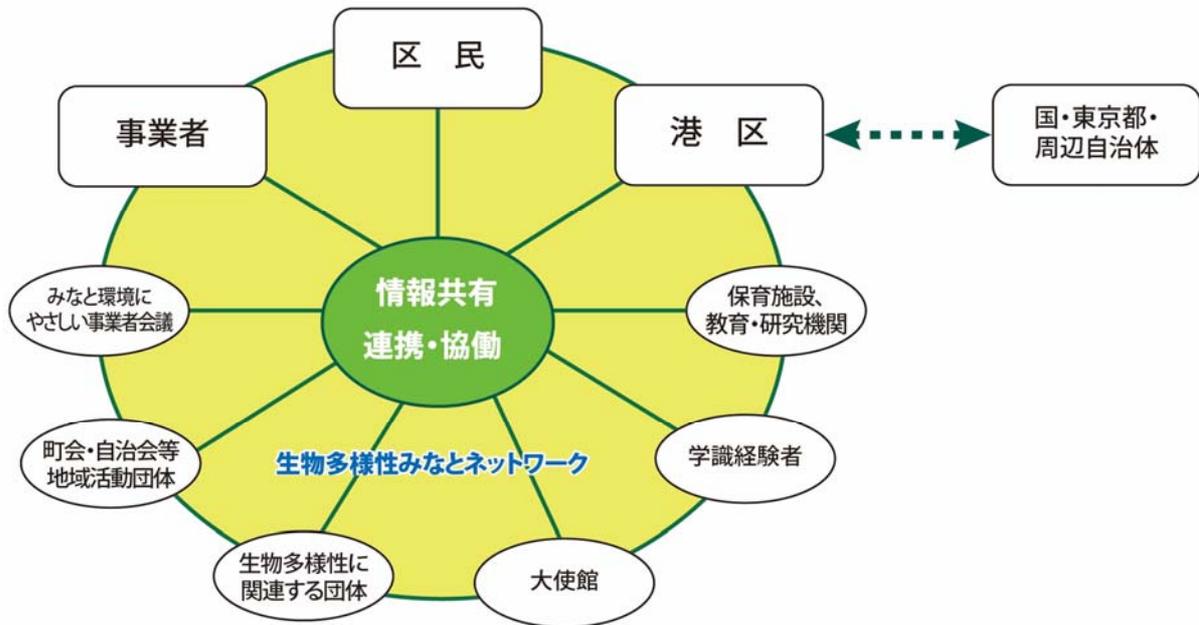


図 4-1 「生物多様性みなとネットワーク」のイメージ

表 4-1 「生物多様性みなとネットワーク」の概要

設置目的	生物多様性に関する情報の共有と発信をし、各主体が連携・協働して「港区生物多様性地域戦略」を実現していくための組織として設置します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生物多様性に関する情報提供とボランティアのあっ旋</li> <li>②人と情報のネットワークづくり 具体的には、「生物多様性みなとフォーラム」（各主体の交流の機会）に協力・支援</li> <li>③様々な主体の連携・協働による事業の実施</li> <li>④「港区生物多様性地域戦略」の効果検証のための情報収集と整理</li> </ul>
事務局 （区）の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>①既存の活動主体、支援主体の情報収集と情報発信方法の検討</li> <li>②各主体の活動に関する情報発信と交流の機会の設定</li> <li>③参加者がネットワークを主体的に運営するための仕組みづくり</li> </ul>

## (5) 各主体の役割

取組を推進するに当たり、各主体は以下の役割を担います。

### 区の主な役割

- ◆ 「港区生物多様性地域戦略」の実現に向けた取組の推進
- ◆ 「生物多様性みなとネットワーク」の運営
- ◆ 生物多様性の大切さの普及・啓発と、様々な主体による活動の促進
- ◆ エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりの推進
- ◆ 国・東京都・他自治体や関連機関への働きかけと協力
- ◆ 「港区生物現況調査」の定期的な実施

区は、生物多様性の大切さを広く伝えるとともに、「生物多様性みなとネットワーク」の様々な主体がそれぞれの役割に応じて行動し、相互に連携して取組を推進するための支援を行います。また、エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりを、様々な主体と連携して推進します。

### 区民の主な役割

- ◆ 生物多様性の恵みとその大切さの認識
- ◆ 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践
- ◆ 子どもたちへの自然の大切さの伝承
- ◆ 自然や生きものとのふれあいの場への参加
- ◆ 生物多様性の保全活動や、地域の自然再生活動への参加

区民には、生物多様性の恵みが暮らしを支えていることを認識し、生物多様性に配慮した暮らしを営むことが求められます。消費者として、生物多様性に配慮した商品や近郊で採れた旬の食材の選択をすることのほか、省資源・省エネルギーを心がけるなど、環境負荷の少ないライフスタイルを実践することが望まれます。

また、家族や地域の人々はもちろん、特に子どもたちに、生物多様性の恵みが暮らしを支えていることを伝え、地域内外での活動に参加することが期待されています。

## 事業者の主な役割

- ◆ 生物多様性に配慮した事業活動の推進
- ◆ 事業所内外での生物多様性の普及・啓発の促進
- ◆ 事業所における生物多様性の保全活動の実施
- ◆ 地域の自然再生活動への参加と支援

事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、製品の設計・製造、輸送、商品やサービスの販売・提供、リサイクルなど、様々な場面において、生物多様性に配慮した事業活動が期待されています。また、社員教育をはじめ、事業所の内外で、生物多様性の普及と理解を深める取組が望まれます。

そのほかにも、事業所内の自然再生や保全活動を行い、地域の自然再生への貢献や、様々な主体と連携し、地域の生物多様性を保全する活動が期待されています。

## 保育施設、教育・研究機関の主な役割

- ◆ 自然との関わりをもたせた遊びや教育活動の推進
- ◆ 生物多様性に関する教育と普及・啓発
- ◆ 生物多様性に配慮した活動を主体的に行う人材の育成と技術開発
- ◆ 敷地内や地域の生物多様性に関する保全活動の実施や参加

保育施設や幼稚園では、日常の保育や教育の中に自然物や自然体験を取り入れ、子どもの豊かな感性と命やものを大切にする心を育むことが期待されています。

学校においては、児童生徒の生物多様性に関する理解を深め、主体的に行動できる人を育てることが求められます。

大学などの研究機関では、生物多様性に関する専門的な人材の育成、情報の収集・蓄積、技術開発などを行うことが期待されます。

また、教育・研究機関は率先して、敷地内の生物多様性に関する保全活動をすることや地域の活動に参加すること、さらには学生をはじめとしたボランティアを養成することが望まれます。

## 生物多様性に関連する団体の主な役割

- ◆ 地域の生きものや環境に関する情報の収集や発信
- ◆ 生物多様性の保全活動に取り組む人材の育成
- ◆ 地域での自然教育と体験学習の機会の創出
- ◆ 生物多様性に配慮した暮らしや経済活動に関する取組の推進

NPO などの生物多様性に関連する団体には、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが求められます。

また、様々な主体と相互に連携し、生物多様性の保全や普及・啓発のリーダーとして活動することや、自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を提供することが望まれます。

さらに、生物多様性に配慮した暮らしや経済活動を推進する取組が期待されています。

コラム  
12

### 生物多様性みなとフォーラム

区民等への生物多様性の普及・啓発、区民と生物多様性みなとネットワーク会員の情報交換、交流を促進するためのイベントを随時開催しています。

生物多様性に関する講演会や、会員による生物多様性の活動を周知し、生物多様性の促進につなげることを目的としたパネル展などを開催しています。



(写真：生物多様性みなとフォーラム講演会 ～区民とつくる生物多様性～)

## 2 進捗管理

この戦略の進捗管理は、P D C A サイクルにより継続して行います。

区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において毎年度進捗管理を行い、調整を図りながら効率的に事業を実施していきます。

進捗管理に当たっては区民・学識経験者などで構成する「港区緑と水の委員会」の専門的な助言を生かしていきます。また、結果については、「港区緑と水の委員会」、「生物多様性みなとネットワーク」にも情報提供していきます。

短期目標期間の中間年次である平成 29（2017）年度に効果の検証と見直しを行いました。また、短期目標期間の最終年次にあたる平成 32（2020）年度には、改定を行います。

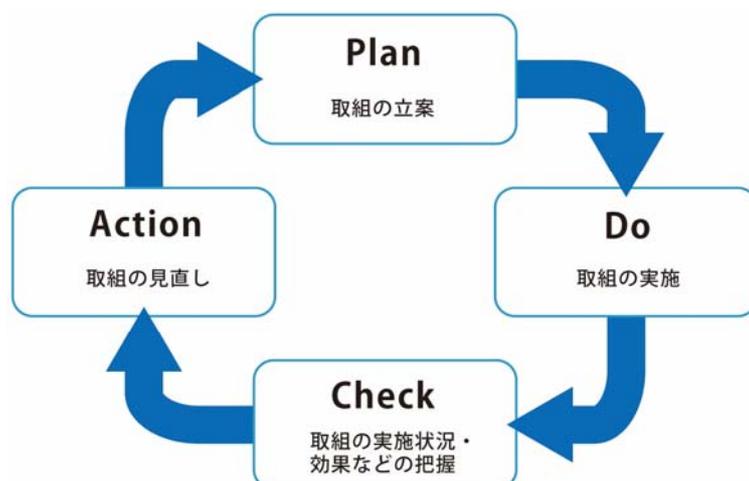


図 4-2 戦略の進捗管理

表 4-2 戦略の見直し・改定スケジュール

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	～	H62
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	～	2050
港区生物多様性 地域戦略							短期目標年			
	短期目標期間（前期）			見直し	短期目標期間（後期）					長期目標年
	長期目標期間									

